

「国民健康保険・長寿医療制度」のお知らせ

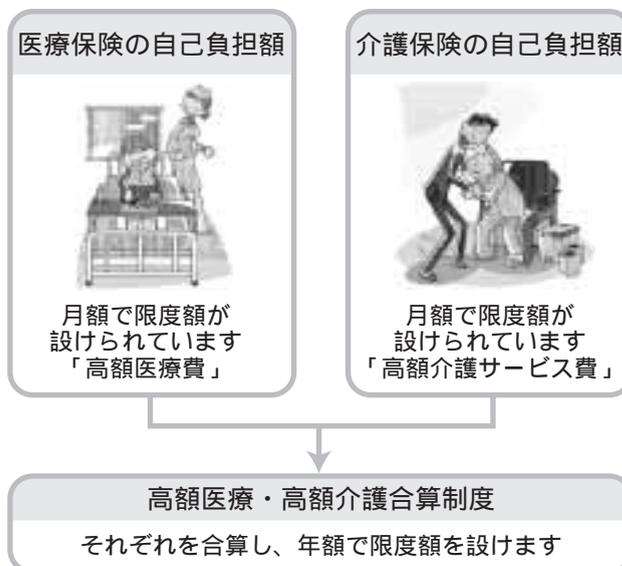
Vol.2 高額医療・高額介護合算制度について

高額医療・高額介護合算制度とは？

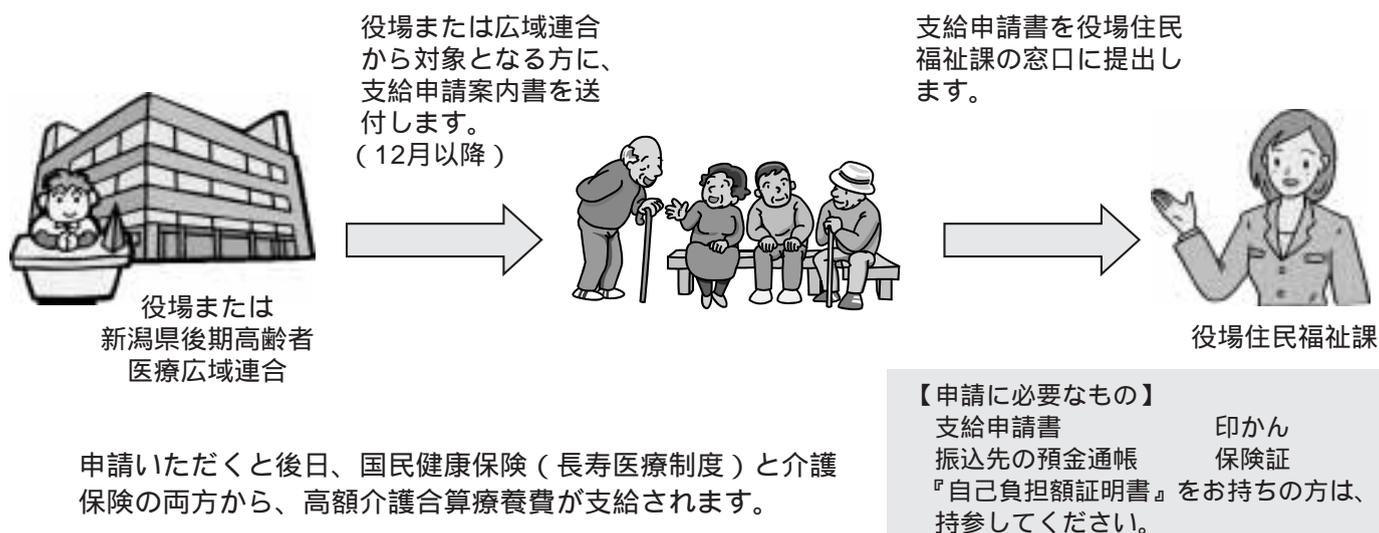
『お医者さんにかかったときの自己負担額』と、『介護保険のサービスを利用したときの利用者負担額』の一年分の自己負担額を合算した金額が、この制度の自己負担限度額を超えると、限度額を超えた分が高額介護合算療養費として支給されます。

支給額は、国民健康保険（長寿医療制度）と介護保険で支払った自己負担額の割合で、それぞれの保険者から支払われます。

*対象となる方へは、12月以降に申請手続きのご案内をします。ご案内が届きましたら、役場住民福祉課で申請手続きを行ってください。



申請手続きのながれ



申請いただくと後日、国民健康保険（長寿医療制度）と介護保険の両方から、高額介護合算療養費が支給されます。

ご注意ください

平成20年4月以降に、村外（長寿医療対象者は県外）から関川村へ転入した方などの場合、以前の受診などの履歴が把握できないため、勸奨案内ができない場合があります。平成20年4月～平成21年7月までの医療費と介護サービス利用料が高額だった場合は、住民福祉課へお問い合わせください。

こんなときはどうなるの？

- Q 同じ世帯に国民健康保険の加入者と、長寿医療制度の加入者がいるのですが、自己負担限度額を合算してもいいのですか？
- A 合算することはできません。医療保険ごとに1つの世帯とみなしますので、それぞれ別々に計算することになります。
- Q 私（42歳）は、昨年10月に胎内市から関川村へ転入しました。かかった医療費について自動的に計算してもらえますか？
- A 村外から転入した場合は自動計算されませんので、各自で申請をしていただく必要があります。（長寿医療制度の加入者は県外から転入した場合、各自で申請をしていただくことになります）